### 平成26年度建設連合国民健康保険証更新に係る

# 保険資格確認作業の実施に関するお知らせ(予告)

日頃より組合運営にご協力賜りまして誠にありがとうございます。

さて、皆様にご利用いただいております建設連合国民健康保険(建連国保)では平成26年度に保 険証更新時期を迎えますが、それに先立ちまして平成26年3月から平成26年5月末にかけて、組 合員の皆様に対する保険証更新準備のための『保険資格確認作業』が実施されます。

保険資格確認作業では、平成26年2月1日時点の有資格者で、平成25年4月1日以前より建連国保へご加入いただいている組合員の皆様から【現在のお仕事等の状況を確認させていただく確認票】と【状況と業種が確認できる書類】を指定期限までに支部までご提出いただき、内容等を支部並びに本部にてご確認させていただいた上で監督官庁に報告させていただきます。

その結果、建連国保の保険資格を満たされていない場合は保険証更新をしていただくことはできず建連国保を脱退いただきますが、保険資格を満たされている場合は保険証更新並びに継続して建連国保をご利用いただくことが可能です。また、保険資格を確認するための書類一式をご提出いただけない場合は、建連国保による保険資格喪失措置(職権脱退)が講じられる可能性もございますので、組合員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、保険資格確認作業の詳細につきましては平成26年3月上旬に専用のダイレクトメールをご 自宅等へ発送させていただきますので、内容物をご確認いただき、ご不明な点がございましたら その旨所属支部窓口までご連絡ください。

速やかな保険資格確認作業が実行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

\*建連国保が実施する保険資格確認は平成26年8月の保険証更新時に保険資格が適切な組合員の皆様へ新保険証をお渡しすることを目的として実施されるとともに、建連国保へ交付されている国庫補助金(税金)が適切な対象者へ使用されているかを確認するために監督官庁(厚生労働省・愛知県庁)から実施を義務づけられている調査になります。

### 【保険資格確認作業の概要】

- ①平成26年2月1日時点の有資格者で平成25年4月1日以前よりご加入の組合員の方が対象
- ②平成26年8月実施の保険証更新に先立ち来年3月より保険資格を確認
- ③『組合員資格を再確認するための確認票』のご提出(建連国保本部指定様式)
- (4) 『業種・状況等が確認できる書類』のご提出(本チラシ裏面参照)
- ⑤平成26年5月末日までに確認書類一式をご提出(早期提出も可能)
- 6確認書類等をご提出いただけない場合は保険資格喪失の可能性有り



# 保険資格確認作業における提出書類のご説明(一部抜粋)

保険資格確認作業でご提出いただく書類は、建連国保所定用紙(確認票)のほかに特に重要なものとして、組合員の方の『業種・状況等が確認出来る書類』が必要となります。**業種・状況等が確認出来る書類は複数ございますが、その中でも『所得税確定申告書B本人控用(第一表・第二表)』と『給与所得の源泉徴収票』が最もご用意いただき易く、準備し易い書類となります**。

平成25年分の所得申告をおこなう個人事業主や一人親方の方、事業主より平成25年分の源泉徴収票を交付いただく従業員の方につきましては内容をご確認いただき、平成26年3月からの保険資格確認に向けての書類準備等をよろしくお願い申し上げます。

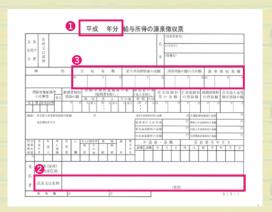
### ●『所得税確定申告書B』のご説明

- ●【平成25年分】の確定申告書の第一表と第二表が必要です。
- ②職業/屋号・雅号は出来る限り【建設業】と判別できる名称及び呼称が必要です。判別が困難な場合、その他書類が必要になる可能性があります。(判別可能な例:<大工工事・電気工事・○○工務店など>/判別不能な例:<自営業・個人名など>)
- ❸収入金額は【事業/営業等】で申告されている必要があります。 尚、金額は千円以上の単位は黒く塗りつぶしていただいて構い ません。
- ●収入金額が【給与】で申告されている場合は、申告書第二表にて給与支払先等を確認させていただき、状況によってはお電話等にて内容を確認させていただきます。尚、金額は千円以上の単位は黒く塗りつぶしていただいて構いません。



## ●『給与の源泉徴収票』のご説明

- ●【平成25年分】の源泉徴収票が必要です。
- ②給与の支払者は個人事業所で、【建設業】と判別できる名称が 必要です (判別可能な例:<○○工務店·○○建設など>)。尚、支 払者が個人名の場合や建設業と判別が困難な名称等の場合は 別途、【雇用証明書(組合所定用紙)】が必要となります。
- ③支払金額/給与所得控除後の金額/所得控除の額の合計額/ 源泉徴収税額の金額は、それぞれ千円以上の単位は黒く塗り つぶしてしただいて構いません。



## ●その他の業種・状況等が確認出来る書類の例示

○青色申告決算書/○収支内訳書/○労災保険特別加入証明書/○請求書/○見積書/○請負契約書/○個人事業所の開業届/○建設業許可通知書/○都道府県等の公的機関が発行した書類/○雇用証明書/○第三者の証明書 など